

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(I-6-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>難病等の予防・治療等を充実させること(施策目標 I-6-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること。</p>	担当 部局名	健康局難病対策課 健康局がん・疾病対策課 医政局医療経営支援課	作成責任者名	健康局難病対策課長 簗原 哲弘 健康局がん・疾病対策課長 中谷 祐貴子 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室長 藤岡 裕樹
<p>施策の概要</p>	<p>【1.難病・小児慢性特定疾病対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、難病及び小児慢性特定疾病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。</li> <li>また、難病法附則に基づく施行5年後見直しについて、令和3年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性疾患児への支援の在り方に関する専門委員会の合同委員会において、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が取りまとめられたことを受け、制度の見直しに向けた検討を進めている。</li> <li>慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を徹底するため、国民や医療従事者等に慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発や研修等を行っている。</li> <li>2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。</li> </ul> <p>【2.ハンセン病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。また、令和元年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給している。</li> <li>ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、令和3年度から「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を新たに設置している。</li> </ul> <p>【アレルギー疾患対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指して、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すものとして、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月改定。以下「アレルギー基本指針」という。)を策定した。</li> <li>アレルギー基本方針を踏まえて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるため、令和4年3月までに、47都道府県でアレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)が選定された。</li> <li>このほか、平成31年1月に策定した、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究の推進や、アレルギーポータルサイトを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供の実施を行っている。</li> </ul>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期にわたり療養が必要であること等から、医療費助成や治療研究を含む医療に関する支援を行う必要がある。</li> <li>また、地域において安心して療養生活及び日常生活を営むことができるよう、共生社会を実現するための支援が不可欠であり、疾病特性や個々の状況等に応じて多様な、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のニーズに適切に対応するため、地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要である。</li> <li>慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与える重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、正しい知識の普及を図り、早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続につなげ、重症化予防を徹底するための施策等を行う必要がある。</li> <li>循環器病は、加齢とともに患者数が増加する傾向にあり、急激に発症し、生命にかかわる重大な事態に陥り、突然死に至ることがあり、重度の後遺症を残すこと等があるため、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を行う必要がある。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。</li> <li>こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を一層充実していく必要がある。</li> <li>また、令和元年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。</li> </ul> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、居住する地域にかかわらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる都道府県拠点病院を選定するとともに、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備する必要がある。</li> <li>また、①診療、②情報提供、③人材育成、④研究、⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援といった役割を担う、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、適宜選定の見直しを行うことが求められる。</li> </ul>				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病等の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病等の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策等を推進すること		難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること		ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。
	目標3 (課題3)	アレルギー基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること		突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
① 衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(892,445件)以上 912,714件	前年度(912,714件)以上 946,110件	前年度(946,110件)以上 1,033,770件	前年度(1,033,770件)以上 集計中(R4年10月目途公表予定)	前年度以上	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、医療受給者証の交付を必要とする難病患者数が不明であるため、具体的な目標値を設定することは困難であるため、目標を前年度以上とした。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/houkoku/13/dl/kekka7.pdf">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/houkoku/13/dl/kekka7.pdf</a> (参考)平成28年度実績:986,071件、平成29年度実績:892,445件
2 難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和4年度	47 17	47 37	47 43	47 44	47	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。	目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和3年度実績値では、44都道府県79病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要があり、これを早期に達成するため、令和4年度の目標値も47とした。
3 難病相談支援センターにおける相談件数(アウトプット)	103,686件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(105,517件)以上 108,374件	前年度(108,374件)以上 未調査	前年度以上 未調査	平成30年度(108,374件)以上 集計中(R5年2月目途公表予定)	平成30年度(108,374件)以上	難病相談支援センター事業は、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、当該センターの活用状況を測る指標として相談実績件数を設定している。	・ 目標値については、難病患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、目標を前年度以上とした。 ・ なお、令和4年度の目標値について、令和元年度及び2年度の実績は新型コロナウイルス感染症による都道府県等の事務負担増を考慮して未調査のため、目標を平成30年度以上とした。 ※計上方法は都道府県により異なっている。 (参考)平成28年度実績:103,686件、平成29年度:105,517件
4 衛生行政報告例による児童福祉法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	113,751	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(113,751件)以上 113,709件	前年度(113,709件)以上 116,013件	前年度(116,013件)以上 123,693件	前年度(123,693件)以上 集計中(R4年10月目途公表予定)	前年度以上	児童福祉法に基づく医療費助成は、小児慢性特定疾病の医療の確立及び普及、小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、医療受給者証の交付を必要とする小児慢性特定疾病患者数が不明であり、具体的な目標値を設定することは困難であるため、目標を前年度以上とした。 (参考)平成29年度実績:113,751件
5 慢性疼痛に関する電話相談実績件数(アウトプット)	459	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(570件)以上 797件	前年度(797件)以上 667件	前年度(667件)以上 766件	前年度(766件)以上 1,010件	前年度以上	「慢性の痛み」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要であると考えられている。そのため、慢性の痛みを抱える患者からの相談への対応及び周囲の理解促進を含む患者の支援のための事業を実施することにより、患者・家族へのサポート体制の整備を図る必要があることから、当事業の活用状況を測る指標として電話相談実績件数を設定している。	目標値については、相談者からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、目標を前年度以上とした。
6 腎疾患特別対策事業費申請自治体数(アウトプット)	36	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度以上 40	前年度以上 42	前年度以上 38	前年度以上 41	前年度以上	慢性腎臓病(CKD)の重症化により透析に至る患者は年々増加しており、国民のQOL低下を招いている。新規透析導入数の抑制には、地域の実情に応じた重症化予防の取組が必要であることから、自治体の取組状況を把握できる指標として腎疾患特別対策事業費申請自治体数を設定している。	特別対策事業費の対象自治体は都道府県、政令市、中核市であり、国1/2、自治体1/2負担となっている。新型コロナウイルス感染症による都道府県等の事務負担増等の影響により取組や申請が困難となった自治体もある中、目標値については、取組自治体を増やす観点で前年度以上としている。

7	循環器病対策推進基本計画を策定した都道府県数(アウトプット)	-	令和2年度	47	令和3年度			-	47	47	各都道府県において循環器病対策推進基本計画を策定することは全国的に循環器病対策を進めるうえで重要な施策であるため。	目標値については、令和3年7月までに全都道府県で策定することを目標として「47」としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度実績値では46都道府県となった。残る1県についても早急に計画を策定する必要があるため、令和4年度の目標値も47とした。
---	--------------------------------	---	-------	----	-------	--	--	---	----	----	---	--

(参考指標)						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由
8	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数(アウトプット)					41	70	79	79		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな難病の医療提供体制の整備について、都道府県において、平成30年度から体制が整備されることを目指して、平成29年度に検討を行うこととしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。</li> <li>目標値については、平成30年度に都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。(参考)平成28、29年度実績:なし</li> </ul>

達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	特定疾患治療研究費補助金(昭和47年度)	7.3億円 7.3億円	7.3億円 7.3億円	8.5億円	1.2	難病法に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることで難病対策を推進する。	
(2)	特定疾患等対策費(昭和47年度)	36百万円 18百万円	35百万円 26百万円	26百万円	1.2	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施することで難病対策を推進する。	
(3)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業(昭和55年度)	2.3億円 2.3億円	2.6億円 2.6億円	2.5億円	-	先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、当該児童に対する障害の発生を予防する。	
(4)	難病情報センター事業費補助金(平成8年度)	73百万円 65百万円	73百万円 69百万円	64百万円	1.2	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援等を図り、また、各都道府県及び指定都市において実施している難病指定医向けの研修について、オンライン用の研修プログラムを提供することで、現行の指定医研修を合理化するとともに、研修コンテンツの共通化及び充実を図ることで難病対策を推進する。	
(5)	難病特別対策推進事業(平成10年度)	9.2億円 5.8億円	9.2億円 6.5億円	8.4億円	1.2	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図ることで難病対策を推進する。	
(6)	慢性腎臓病(CKD)特別対策事業(平成21年度)	34百万円 14百万円	34百万円 15百万円	34百万円	-	①患者等一般向けの講演会等の開催 ②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ④事業実施の評価 上記①～④によりCKDの予防・治療を推進する。	
(7)	難病患者サポート事業(平成23年度)	21百万円 21百万円	21百万円 21百万円	20百万円	1.2	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図ることで難病対策を推進する。	
(8)	からだの痛み相談支援事業(平成24年度)	14百万円 14百万円	14百万円 14百万円	12百万円	-	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機能を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③相談対応支援 上記①、②及び③により慢性疼痛対策を推進する。	
(9)	難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費(平成25年度)	9.1億円 6.7億円	13億円 9.6億円	80百万円	1.2	難病患者データの精度の向上と有効活用を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備することで難病対策を推進する。	
(10)	難病医療費等負担金(平成26年度)	1,137億円 919億円	1,152億円 980億円	1,247億円	1.2	難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することで難病対策を推進する。	
(11)	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業(平成27年度)	2.3億円 1.9億円	3.9億円 2.8億円	2.6億円	-	①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ②慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 ③小児慢性特定疾病医療事務費 ④小児慢性特定疾病指定医育成事業 ⑤移行期医療支援体制整備事業 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し日常生活用具を給付すること等により、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を推進する。	
(12)	小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業(平成27年度)	81百万円 81百万円	81百万円 81百万円	0円	-	小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、研究者等に当該データを提供することにより、小児慢性特定疾病の治療研究を推進する。	

(13)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成27年度)	161億円 159億円	162億円 162億円	164億円	-	○対象者:小児慢性特定疾病医療費の助成の対象とする者(厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、厚生労働大臣が定める程度であるものであって、18歳未満の児童) ○給付内容:小児慢性特定疾病医療費  小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を推進する。
(14)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 (平成27年度)	9.2億円 1.9億円	9.2億円 1.9億円	9.2億円	-	①相談支援事業(必須事業) ②療養生活支援事業(任意事業) ③相互交流支援事業(任意事業) ④就職支援事業(任意事業) ⑤介護者支援事業(任意事業) ⑥その他の自立支援事業(任意事業)  小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を推進する。
(15)	小児慢性特定疾病情報管理事業 (平成27年度)	24百万円 24百万円	24百万円 23百万円	24百万円	-	小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や疾病にかかる理解促進等に資するポータルサイトを構築し、各自治体の担当窓口の紹介や対象疾病の検索、関係する研究成果などの情報を一元化して運用することで、児童やその家族、医療機関など関係者に対して広く情報を発信し、児童の健全育成を推進する。
(16)	小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業 (平成27年度)	11百万円 7百万円	17百万円 9百万円	15百万円	-	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消し、移行期医療支援体制の構築を図るため、移行期医療に従事する者等に対し、移行期医療に関する研修を実施することにより、移行期医療支援体制の構築の推進を目的とする。
(17)	療養生活環境整備事業 (平成27年度)	8億円 5.5億円	8億円 5.7億円	8.1億円	3	難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。
(18)	慢性腎臓病(CKD)診療連携構築モデル事業 (令和元年度)	15百万円 (6)に含まれる	15百万円 (6)に含まれる	15百万円	-	①糖尿病対策や日本腎臓学会の地域担当者等との連携体制の構築 ③評価指標等に基づく対策の都道府県単位による進捗管理 上記①～④によりCKDの予防・治療を推進する。
(19)	循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業 (令和2年度)		23百万円 23百万円	0円	-	循環器病医療を専門的に行う機関に「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を専任で配置し、循環器病の患者のおかれた事情を総合的に勘案し、治療と仕事の両立に係る計画を立て、両立支援を行うモデル事業を実施する。
(20)	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業 (令和2年度)	87百万円 87百万円	1.1億円 1億円	1.1億円	-	地域の関連する疾病分野の中核的医療機関に慢性疼痛にかかる診療ノウハウを普及することにより地域の慢性疼痛の診療体制の充実を図る。 ①痛みセンターに地域医療との連携調整のためのコーディネーターを配置 ②痛みセンターと地域医療機関が相互に診療に参加し、地域医療と連携した診療モデルを実践 ③診療モデルに参加した医療機関以外の医療機関・従事者や企業・介護施設等の民間団体向けの啓発研修会を実施 ④各自治体における中核医療機関からの人材受入 (補助率:定額)
(21)	循環器病特別対策事業 (令和3年度)		2.2億円 35百万円	1億円	-	地域に身近な都道府県が地域特性等を踏まえた施策を実施することにより、循環病対策がより一層推進されることを目的に以下の①～⑦の事業について補助を行う(補助率1/2) ①都道府県循環病対策推進事業 ②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 ③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 ④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 ⑤循環器病の相談に資する事業 ⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業 ⑦その他循環器病対策に資する事業
(22)	難病等制度推進事業 (令和3年度)		57百万円 32百万円	45百万円	-	難病・小児慢性特定疾病研究・医療WG、難病・小児慢性特定疾病地域共生WGにおいて、特に今後検討をすべきとされた事項や国の支援が必要とされた事項について、実態把握等を行い、制度の更なる普及と次期見直しを見据えた実態把握を行うもの。具体的には、以下の2つを行う。 ①自己負担の上限額の適用状況や患者の生活実態(収入における医療費の支出など)を把握する。 ②全国共通で活用できる「自立支援事業立ち上げ支援マニュアル(仮称)」を構築し、全国へ横展開を図る。
(23)	難病の全ゲノム解析等実証事業 (令和3年度)		88百万円 82百万円	3.3億円	-	研究・医療両面から、難病患者等のよりよい医療につながるゲノムデータ基盤の構築につなげることを目的としている。 具体的には、本格解析に向けて、持続可能な運営主体が以下の①～③を行う。 ①拠点医療機関から新規の検体・臨床情報をゲノム基盤に直接送付し、全ゲノム解析の一連の作業を実証 ②AMEDの研究班のゲノム・臨床データを試験的に移行 ③難病遺伝子パネル検査の運用の実証
(24)	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 (令和4年度)			2億円	-	専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関となる脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催し、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、モデル的に全国で10事業所程度において先行的に実施し、検証を行う。 【補助率10/10】

(25)	難病ゲノム研究実務者養成研修事業 (令和4年度)			8百万円	-	全ゲノム解析等の患者還元体制を見据え、医学的知識を有するバイオインフォマティシャンや難病医療の観点から踏まえた遺伝カウンセリングが可能な人材等の育成を目的とする。 具体的には、委託事業により以下の①及び②を行う。 ①全ゲノム解析等に必要なバイオインフォマティクスや遺伝カウンセリングに関する基礎的な知識を習得するためのテキストを作成する。 ②上記テキストを用いて研修を行い、医学的知識を有したバイオインフォマティシャンや遺伝カウンセラーを育成する。
------	-----------------------------	--	--	------	---	---

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
⑨ ハンセン病資料館事業実施状況報告によるハンセン病資料館の入館者数 (アウトカム)	31,660人	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(31,660人)以上 31,457人	前年度(31,457人)以上 33,963人	前年度(33,963人)以上 3,276人	37,000人以上 4,302人	前年度(4,302人)以上	国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る必要があることから、ハンセン病資料館の入館者数を測定指標として設定した。	・ハンセン病資料館の入館者数が増加することで、ハンセン病等に関する知識の普及開発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復に資するため、毎年度の目標値は原則「前年度以上」としている。
10 中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数 (アウトプット)	-	-	目標年度における中学校生徒数	毎年度	目標年度における中学校生徒数(1,102,594人) 1,582,906部	目標年度における中学校生徒数(1,075,280人) 0部	目標年度における中学校生徒数(1,102,488人) 2,399,077部	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人) 0部	目標年度における中学校生徒数(1,080,717人)	ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定した。	・目標値は、全国の中学1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。 ・なお、令和3年度実績値が0部となった理由は業務多忙のため調達手続きが間に合わなかったため。

(参考指標)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由
11	補償金の支給件数					1,056件	5,559件	691件		「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。
12	ハンセン病療養所退所者給与金、ハンセン病療養所非入所者給与金及び特定配偶者等支援金の受給対象者数				1,224人	1,193人	1,167人	1,140人	1,095人	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助を行うため、各給与金を支給しており、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進を図る上で、重要な指標である。

達成手段2 (開始年度)	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号	
							(26)
(27)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	35億円 35億円	34億円 26億円	34億円	5.6	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行うことでハンセン病対策を推進する。	
(28)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	1.0億円 0.7億円	1.0億円 0.6億円	0.9億円	5.6	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行うことでハンセン病対策を推進する。	
(29)	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援委託費 (昭和29年度)	18百万円 13百万円	18百万円 12百万円	16百万円	5.6	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行うことでハンセン病対策を推進する。	
(30)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	8.3億円 7.6億円	8.6億円 8.0億円	8.5億円	5.6	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援等を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。 ①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	
(31)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	8百万円 0百万円	8百万円 0百万円	8百万円	5.6	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給することでハンセン病対策を推進する。	

(32)	退所者等対策経費 (平成14年度)	26億円	25億円	24億円	5.6	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。 ③退所者給与金受給者の配偶者等に対して、支援金を支給する。 上記①、②及び③によってハンセン病対策を推進する。
		22億円	21億円			
(33)	名誉回復事業 (平成14年度)	3.1億円	1.5億円	1.1億円	5.6	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。 ③ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図り、正しい知識の普及啓発等を行うため、ハンセン病療養所における歴史的建造物の補修等を行う。 ④国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。 上記①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。
		3億円	0.9億円			
(34)	国立ハンセン病資料館収蔵庫増設経費 (令和4年度)			5.0億円	5.6	国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
○13 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	6都道府県	平成29年度	47都道府県	令和4年度	-	-	-	47都道府県	47都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー基本指針において、地域の実情に応じた対策が求められており、アレルギー疾患都道府県における中核的なアレルギー疾患診療を行う拠点病院を指定することが必要である。</li> <li>このため都道府県の拠点病院設置状況を指標とした。</li> </ul> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標値については、令和3年度までに47都道府県としていたところ、令和3年4月時点で47都道府県で選定された。</li> <li>令和3年度に改正したアレルギー基本指針においても、都道府県拠点病院の役割等について推進していくとされたことから、令和4年度も引き続き47都道府県を目標値としている。</li> </ul>
					17都道府県	35都道府県	37都道府県	47都道府県			
14 都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	0都道府県	平成29年度	47都道府県	令和4年度	-	-	-	-	47都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー基本指針において、地域の実情に応じた対策が求められており、地域住民に対する啓発活動や都道府県内の医療均てん化等に向けた研修など、きめ細やかな対応が必要である。</li> <li>このため都道府県における啓発事業及び研修事業の実施状況を指標とした。</li> </ul> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー基本指針に基づき、地方公共団体は、アレルギー疾患対策に関して、その地域の特性に応じた施策の実施が求められていることから、啓発事業や研修事業を全都道府県で実施することを目標とした。</li> </ul>
					20都道府県	33都道府県	35都道府県				
15 中心拠点病院での研修に参加した累積医師数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	0人	平成29年度	100人	令和4年度	-	-	-	100人	前年度(356人)以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー基本指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従事者の育成を行うことが必要である。</li> <li>このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。</li> </ul> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の目標値を100人と設定していたところ、令和3年度の実績値は356人と大幅に達成した。</li> <li>新経済・財政再生計画改革工程表のKPIが令和4年度までを目標期間としていることから、現時点で具体的な数値目標を設定することが難しいものの、直近の研修受講者数の伸び率に加え、令和3年度よりオンラインを活用した研修を開催していることを踏まえ、令和4年度は更なる増加が見込まれることから、目標値を「前年度以上」としている。</li> </ul>
					22人	42人	43人	356人			
16 食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	-	-	-	0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショックの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要であるため指標とした。</li> </ul> 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該測定指標については令和10年度を目標年度とするものではあるが、各年度においても死亡者数ゼロとすることを目標として設定した。</li> </ul>
					0人	1人	2人	集計中(R4年9月 目途公表 予定)			

達成手段3 (開始年度)		令和2年度	令和3年度	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和4年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額					
(35)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	2百万円	2百万円	4百万円	8.9	①リウマチ対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催する。 ②「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、「アレルギー疾患対策基本指針」を策定・見直しをするための検討会を開催する。 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業によって都道府県の取り組みの効率的な推進を検討することによって、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】		
	0百万円	0百万円						
(36)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	91百万円	91百万円	68百万円	8.9	①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(地域政策の策定) ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 ③患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 ④喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師(医療機関)名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】		
	33百万円	35百万円						
(37)	アレルギー情報センター事業費補助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	43百万円	43百万円	42百万円	8.9	①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成、運営 ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の実施 ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等 上記①～③によりアレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述の①において、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の設置状況や啓発事業等の先行事例を掲載し、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】		
	43百万円	43百万円						
(38)	アレルギー疾患医療提供体制整備事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	24百万円	55百万円	55百万円	8.9	①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の研修参加医師数を伸ばす効果があると見込んでいる】		
	23百万円	55百万円						
(39)	アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野14】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	32百万円	-	-	8.9	①アレルギー疾患の診療連携体制の構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、モデルとして測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】		
	30百万円	-						
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度	令和4年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
		152,335,352			155,451,020	166,595,699		
施策の執行額(千円)		127,498,154			134,198,276			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			令和4年2月25日	難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。 ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に全力で取り組みます。		